
令和5年度 給付金等不正認定・債権回収対応等事業 に係る業務報告書

弁護士法人一番町綜合法律事務所

令和6年3月29日

1. 背景・目的

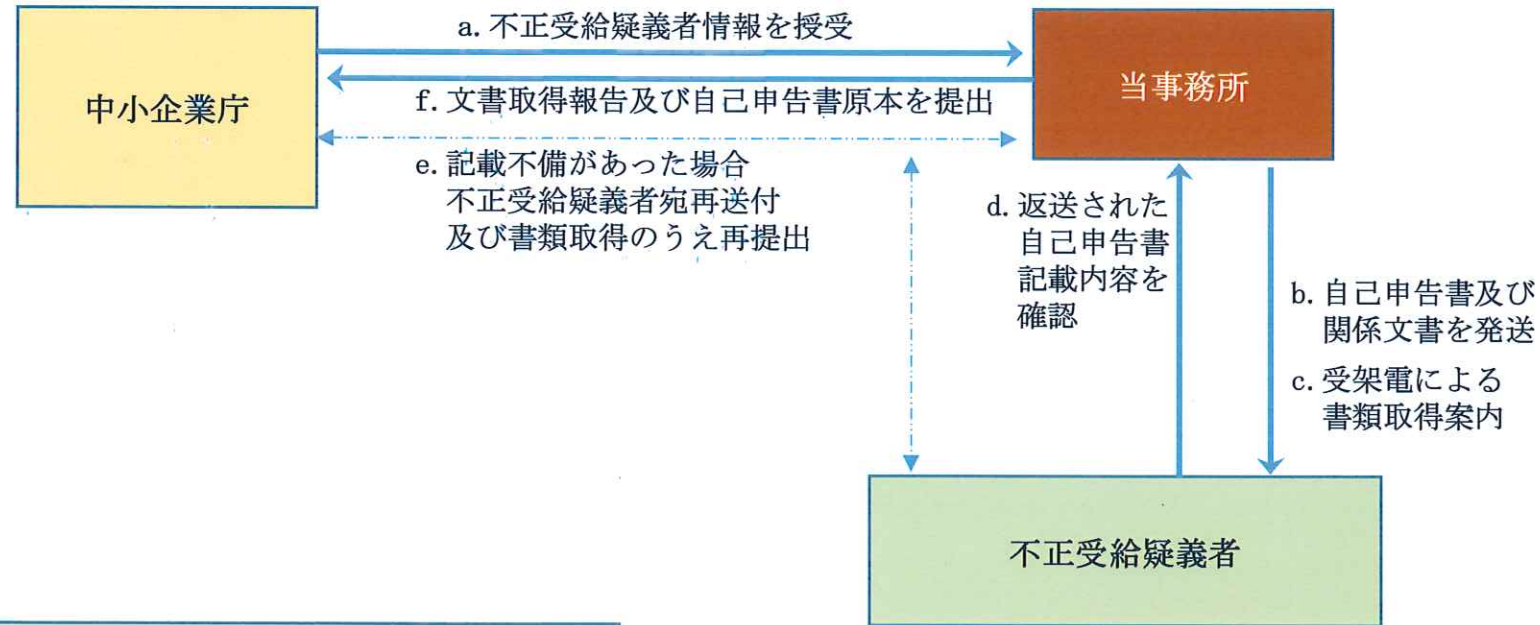
背景	中堅及び中小企業の事業を支援するため中小企業庁が給付した以下の支援金において、不正に給付金等を受給した者、あるいはその疑義がある者がおり、適切な対応が必要な状況となっている。 【対象となる給付金種別】 ・ 持続化給付金 ・ 家賃支援給付金 ・ 一時支援金 ・ 月次支援金 ・ 事業復活支援金
目的	受給資格がない不正受給者または不正受給の可能性があると認知された対象者に対し、税金を毀損させないように、給付金回収に向け適切な各種対応を実施する。
実施業務概要	(1) 不正受給認定等のための調査等 (2) 不正受給認定者等への催告等 (3) 長期未返納者に対する法的対応 (4) 認識確認書の送付・取得等

2. 業務の全体像 (1) 不正受給認定等のための調査等

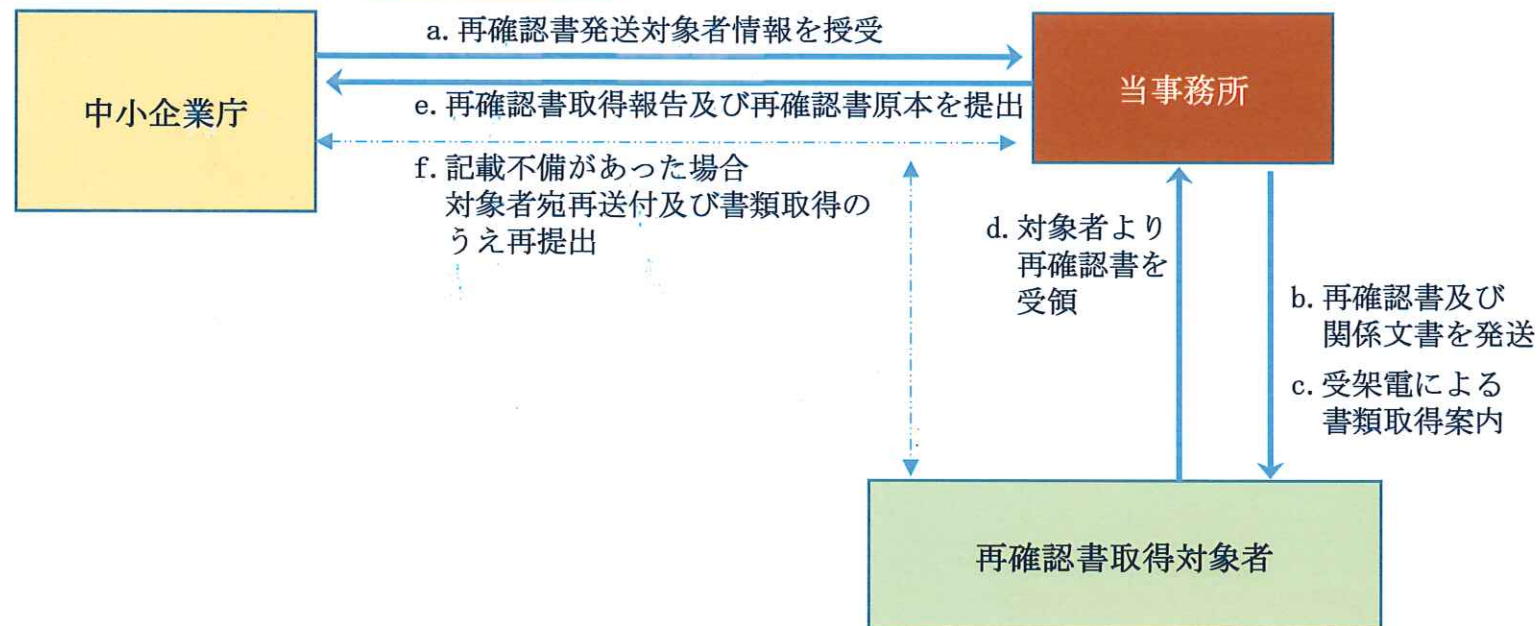
ア. 業務内容

	事業内容	事業詳細	業務実施方法
①	自己申告書の送付・取得等	不正受給疑義者に対し、受給状況に係る申告書を送付し回収	a. 中小企業庁より発送対象者(不正受給疑義者)情報を受領 b. 自己申告書及び関係文書を不正受給疑義者へ発送 c. 不正受給疑義者への受架電による書類取得案内 d. 自己申告書の受領と記載内容の確認 e. 不備があった際の補正手続(架電確認や再送付) f. 文書取得報告及び文書提出
②	自己申告書取得後の「再調査書」の送付・取得等	自己申告書取得後、更なる調査が必要となった者へ「再調査書」を発送	a. 中小企業庁より再確認書発送対象者情報を受領 b. 対象者宛に「再調査書」を発送 c. 返送がない場合、架電による書類取得交渉 d. 対象者より再確認書を受領 e. 再確認書取得報告及び文書提出 f. 不備、疑義等がある場合、中小企業庁からの依頼に基づき架電による趣旨確認、事情聴取、修正要請、再送付等適切な措置を実施
③	判決書の取得等	給付金等の不正受給により裁判で有罪判決を受けた者等の判決書等を入手	検察庁、弁護士協同組合、謄写センター、弁護士会、司法協会又は法務弘済会などを通じて入手
④	不正受給認定等に係る法的助言等	法的リスクが生じないよう書面内容、対応方法等に関する法的助言を実施	・本業務遂行時に、法的な見解の確認が必要な際は弁護士協議のうえ見解を提示 ・不正受給に係る判決やニュースを収集できた場合は中小企業庁へ速やかに報告し、所属弁護士複数名にて協議のうえ対応

イ. ①自己申告書の取得に関する業務フロー



ウ. ②再確認書の取得に関する業務フロー



2. 業務の全体像 (2)不正受給認定者等への催告等

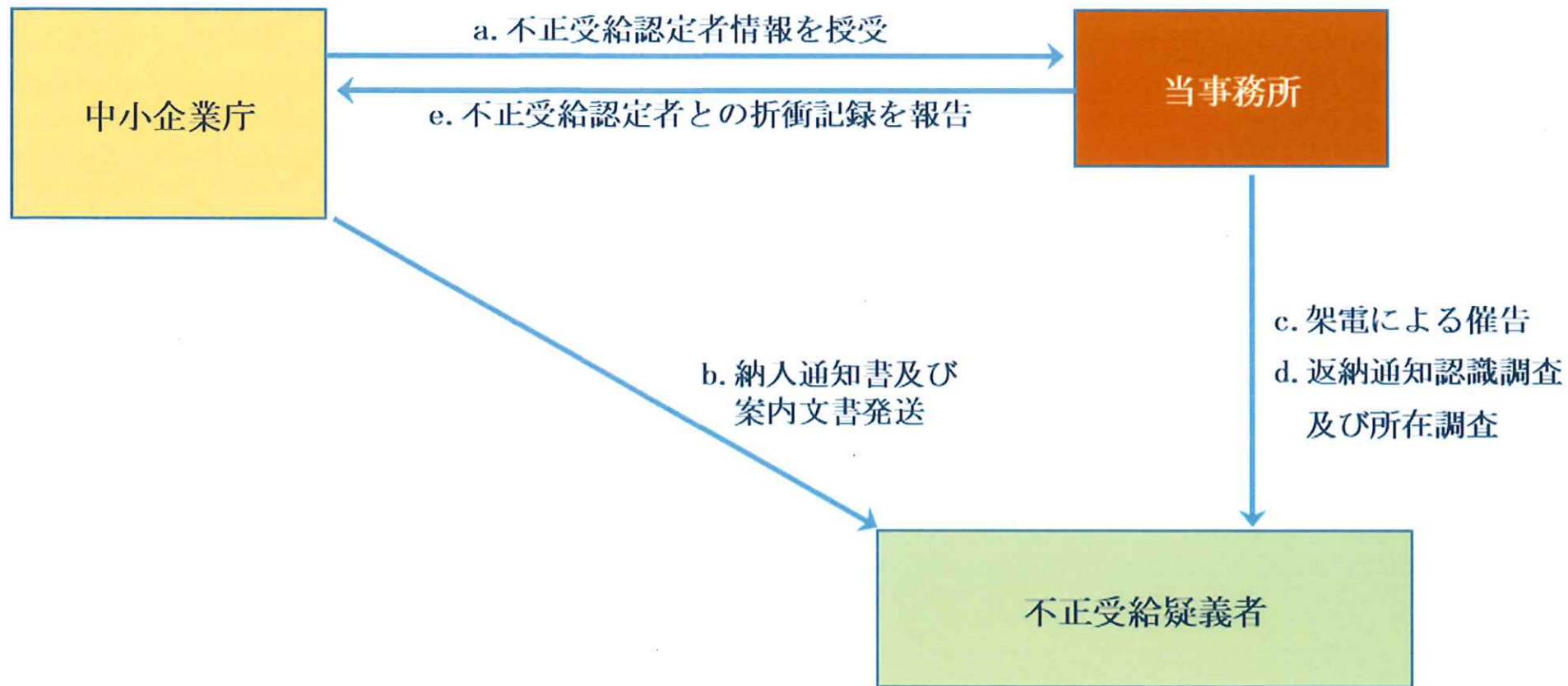
ア. 業務内容

	事業内容	事業詳細	業務実施方法
①	不正受給認定者に対する納入期限等の催告等	原則、受架電による確認及び交渉 ・ 中小企業庁発送の納入告知書の存在確認 ・ 期間内完済催告 ・ 納入可能性に関する確認	a. 中小企業庁より納入告知書発送対象者情報を受領 b. 文書発送予定の3営業日前より、3営業日連続(3回/日)架電 ・ 対象者に代理人がいる場合は代理人宛架電 c. 架電等による交渉等結果を中小企業庁へ報告
②	不正受給認定者に係る返納通知認識調査	①を対応する際、以下を確認 ・ 中小企業庁発送文書の認識確認 ・ 給付金等全額及び延滞金、加算金支払義務 ・ 氏名公表に関する認識	※適正な金額を納めなかった者に対しは、適正な金額の考え方や、送付する案内の内容に沿って納付を案内
③	不正受給疑義者・不正受給認定者からの問合せ対応	供託者、破産・民事再生手続等に係る対象者または代理人からの受電対応	a. 対象者または代理人等からの入電又は書面に対応 b. 対象者または代理人等が供託し、供託の有効性を主張した場合は中小企業庁の考え方を原則、書面にて回答 c. 供託者あるいは供託をしようとする者からの各種問合せ(書面及び入電等)があった場合も適宜中小企業庁協議のうえ架電または必要に応じて書面にて回答 d. 破産手続、民事再生手続又は私的整理手続に関する各種問合せに対し中小企業庁と協議のうえ適切に対応(必要に応じ文書回答) ※常に、中小企業庁と情報連携及び対応策協議のうえ適切に対応
④	不正受給認定者に係る所在調査	所在・連絡先調査	a. 中小企業庁より調査対象者情報を受領 b. 内容に従い以下の手法を駆使して所在を確認 ・ 必要に応じ対象者本人及び関係人への架電 ・ 現地訪問調査を直ちに着手、調査後速やかに報告 ・ 必要に応じ、所在特定に必要な写真撮影のうえ報告 ・ 住民票、戸籍謄本、戸籍附票等を取得 ・ その他、必要な手法を検討し調査実施 c. 中小企業庁へ速やかに報告

イ. 催告等への対応業務フロー

①納入期限等の催告業務

②返納通知認識調査



2. 業務の全体像 (3) 長期未返納者に対する法的対応等 (債務名義取得及び強制執行等)

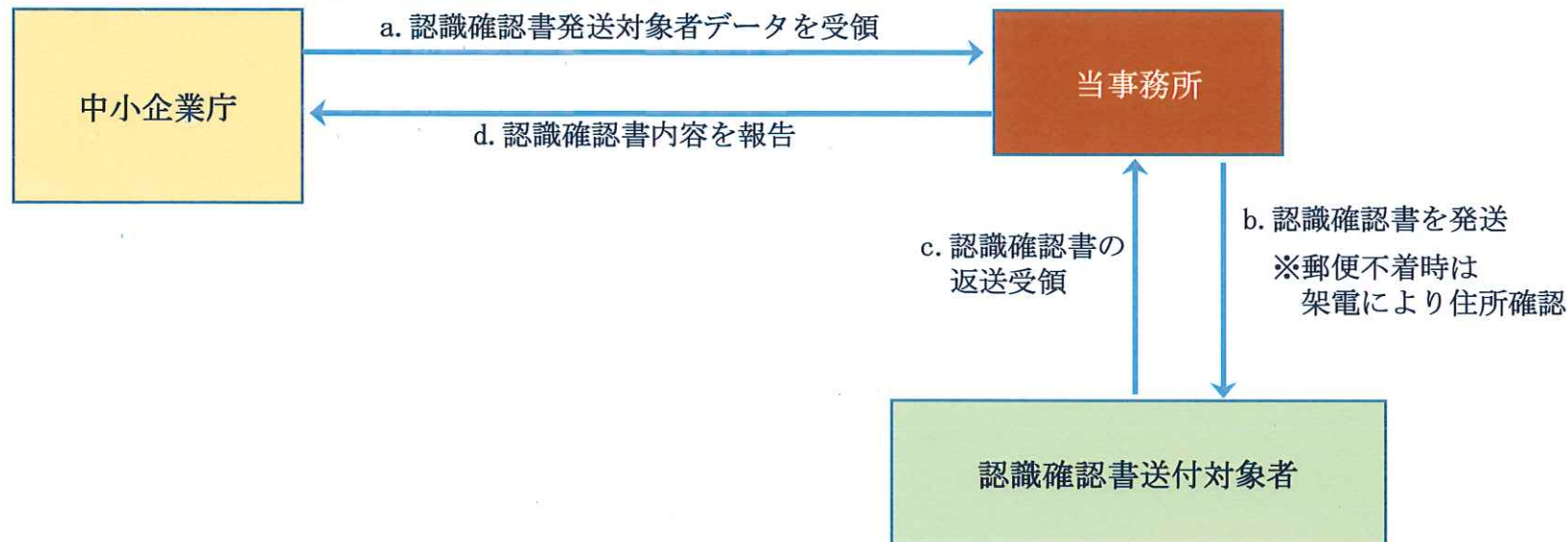
	事業内容	事業詳細	業務実施方法
①	長期未納者に係る捜査状況及び刑事裁判進捗状況の確認等	長期未納者の捜査状況及び刑事裁判進捗状況の確認等	a. 中小企業庁より対象者情報を受領 b. 警察・検察または代理人等へ架電等により、長期未返納者の捜査状況や収容先等を可能な限り調査 c. 調査結果を速やかに中小企業庁へ報告
②	債務名義取得等のための書類作成等	中小企業庁のご依頼に基づき各種法的対応文書を作成	中小企業庁の依頼に基づき以下の文書等を作成 ・支払督促申立書原案 ・訴状原案 ・債務名義取得等するために必要な書類等 ・中小企業庁にて作成される案件及び証拠説明書等の作成をサポート 中小企業庁の求めに応じ、判例・書籍・インターネット検索等により必要な証拠等の収集を実施
③	債務名義取得等に係る証拠収集・整理、所在調査等	中小企業庁のご依頼に基づき長期未返納者の ア. 証拠収集・整理 イ. 所在・資産状況等調査 ・所在調査 ・本人特定調査 ・連絡先調査 等を実施	a. 中小企業庁より調査対象者情報を受領 b. 内容に従い以下の手法を駆使して所在を確認 ア. 証拠収集・整理 中小企業庁からの求めに応じ、関連部署・関係自治体等宛等照会文書の発出等 イ. 所在・資産状況等調査 ・対象者本人及び関係人への受架電による情報収集 ・現地訪問調査及び必要に応じ写真撮影 ・弁護士会、地方自治体等への各種照会 ・住民票、戸籍謄本、戸籍附票等取得 ・その他、調査に必要な手法を検討し実行 c. 調査結果を速やかに中小企業庁へ報告

2. 業務の全体像 (4) 認識確認書の送付・取得等

ア. 業務内容

事業内容	事業詳細	業務実施方法
認識確認書の送付・取得	中小企業庁規定の給付要件に合致しないにもかかわらず誤認や錯誤等により給付金等を受給したと思われる者に対する「認識確認書」の郵送発送及び取得	a. 中小企業庁より発送対象者情報を受領 b. 中小企業庁指定文書一式を対象者宛発送 ※郵送不着時は架電により住所確認し再送 c. 認識確認書受領 d. 受領した認識確認書の回答結果を報告 ・ 地方自治体や登録確認機関及び受領者等からの問合せに対しては、受領後の対応等について適切に案内 ・ 必要に応じ中小企業庁と協議のうえ適切に回答

イ. 認識確認書の送付・取得等業務フロー



2. 業務の全体像 (5) 訴訟対応、法律相談等 及び (6) その他

(5) 訴訟対応、法律相談等

事業内容	事業詳細	業務実施方法
訴訟対応、 法律相談	中小企業庁が関わる本件に関連する訴訟、不正受給者等からの要請、相談、苦情等への対応等	中小企業庁からの個別具体的な確認・相談や調査、資料作成等の依頼への対応

(6) その他

事業内容	業務実施方法
その他	・ 対応状況、対応結果等を定期的に報告 ・ 必要に応じて中小企業庁と調整のうえ、委託費の範囲内で対応可能な関連業務を実施